

令和8年度

G X産業団地構築サウンディング業務及び

事業主体公募仕様書等作成業務委託

特記仕様書

(案)

群馬県企業局

1. 適用範囲

本仕様書は、群馬県企業局（以下「県」という。）が委託する伊勢崎南部長沼産業団地（以下「当該産業団地」という。）における「GX産業団地構築サウンディング業務及び事業主体公募仕様書等作成業務委託」に適用する。

2. 事業概要

（1）事業の背景

群馬県企業局は、地方公営企業法に基づき、電気事業、団地造成事業、工業用水道事業、水道事業、施設管理事業の5つの事業を独立採算にて実施している。そのうち、電気事業においては、再生可能エネルギー利用拡大と地産地消により、脱炭素社会の実現と地域のエネルギー自給率向上に貢献していく方針であり、団地造成事業においては、企業局の強みを結集した産業団地の分譲促進により、地域経済を支える産業振興・地域振興に貢献していく方針である。

加えて群馬県は、今年3月にグリーンイノベーション群馬戦略2035を策定、県のポテンシャルを最大限生かし2035年に再エネ比率を80%にする目標を掲げているとともに、レジリエンス対策にも力をいれており、「災害レジリエンス No.1」の実現を目指し、「レジリエンスの拠点」として首都圏機能をバックアップし、企業の県内進出や移住・定住が進んでいく将来像を描いている。

こうした背景に基づき、再エネの付加価値を提供する新規の産業団地として「GX産業団地プロジェクト」の検討を進めてきた。

（2）事業の目的

本事業の目的は、企業誘致の促進、エネルギーの脱炭素化、電力の地産地消及びレジリエンス向上である。

さらに、本事業をモデルケースとして、今後の団地造成への横展開を図ることによる、脱炭素電源を核とした産業クラスターを創出することを目的とする。

（3）事業コンセプト

全体コンセプトは「再生可能エネルギー100%による電力供給を実現した産業団地」とし、個別コンセプトを以下のとおりとする。

- ① 産業団地内敷地（誘致企業の屋根、敷地を含む）を最大限活用した太陽光発電の導入
- ② ①で不足する電力については系統から県営水力発電を活用
- ③ 自営線マイクログリッドによる電力融通とEMS（エネルギーマネジメントシステム）による供給電力の最適制御
- ④ 蓄電池による、太陽光発電の有効利用と余剰電力の需給調整市場等収入による事

業性確保

⑤ 蓄電池と自営線マイクログリッドによるレジリエンスの確保

なお、上記コンセプトを基本に、当該産業団地は令和7年度に「再エネ活用型産業団地構築可能性調査業務委託（FS調査）」を実施し、GX産業団地構想の具体的な手法等を検討した。併せて国が創設した「GX戦略地域制度」に応募し、有望地点（1次審査通過地域）に選定されている。

3. 本業務の目的

本業務は、当該産業団地に入居する需要家に向けて再生可能エネルギー由来電力を供給するための太陽光発電設備及び蓄電池の設置、自営線地域マイクログリッドの構築に関する受電設備等の設備設計、施工、維持及び運営のためのスキームを整理することを目的とする。

加えて、当該スキームを実施する事業主体を公募するため、サウンディング調査を実施し、事業者公募に係る仕様書（案）等を作成することを目的とする。

4. 業務の名称

GX産業団地構築サウンディング業務及び事業主体公募仕様書等作成業務委託

5. 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

6. 委託内容

事業背景及び事業目的などを理解したうえで、以下を基本として業務を行うこと。なお、本項に記載のない事項において、受託者が提案する事項については、本業務において実施することとする。

（1）想定される再生可能エネルギー由来電力の供給方法の整理

当該産業団地に入居する需要家に対して、自営線マイクログリッドを運用しつつ、団地内に設置する太陽光発電設備及び蓄電池を活用するとともに、県営水力発電所の再生可能エネルギー由来電気を活用しながら、24時間365日にわたって再生可能エネルギー由来電力を供給する方法及び事業主体について、事業スキーム、契約形態等について、電気事業法を始めとした各種法令、ルール、全国事例に留意しつつ整理を行う。

（2）サウンディング調査の実施

前項（1）で整理した方法で事業主体となり得る事業者を抽出し、公募への参画

可能性、参画にあたっての課題及び参画の検討が可能な事業条件等の調査を行う。
なお、サウンディング調査にあたっては次の点に留意する。

ア サウンディング実施計画の策定

- サウンディング対象企業の選定
- ヒアリング項目の設定
- 実施スケジュールの策定

イ サウンディング用の資料作成

- サウンディング説明資料の作成
- 事業概要及び想定スキームの提示資料

ウ ヒアリング実施

- 個別対話の実施（発注者同席）
- 議事録の作成

エ 結果整理・分析

- 聴取意見の整理・類型化
- 成立条件の抽出
- 課題及びリスクの明確化

（３）事業スキームの精緻化

前項（２）のサウンディング調査の結果を踏まえ、事業の実現可能性、事業性及び事業目的との整合性を考慮し、前項（１）の供給方法をブラッシュアップし最適な事業スキームを整理する。なお、受託者は、サウンディング調査結果によっては本仕様書に定める内容にとらわれず、事業目的の達成に有効と考えられる手法について、発注者に提案することができる。

なお、事業スキームの精緻化にあたっては次の点に留意する。

ア サウンディング調査を踏まえたスキーム整理

イ 最適な官民連携の手法の確立及び、県の役割の明確化

ウ 誘致企業（需要家）に求める条件の整理及び、入居要件の項目化

エ ＳＰＣ等組成を想定した構造の整理

オ 国の交付金との整合性の確認

カ リスク分析（軽減策も含む）およびプロジェクト当事者間のリスクアロケーションの整理

(4) 事業性の評価

前項(3)の整理及び県が実施したFS調査を参考に本事業の事業収支の試算を行い、採算性を検証する。

なお、事業性の評価にあたっては、次の点に留意する。

- ア 概算投資額の試算
- イ 運営コスト・収益構造の整理
- ウ 収支モデルの作成
- エ 自営線マイクログリッド設備一式の撤去費用（企業敷地内太陽光発電設備除く）
- オ 事業成立条件の整理

(5) 公募型プロポーザル発注資料作成

前項(1)～(4)の結果を踏まえて、事業実施主体となり得る事業者の公募に必要な以下の書類について作成を行う。なお、事業者の公募は令和9年度を想定している。

- ア 実施要領（案）の作成
 - 公募方式の整理
 - スケジュール設定
 - 参加資格要件
 - 提案要求事業
- イ 公募仕様書（案）の作成
 - 技術要件（設備・運営）
 - サービス水準
 - 性能要件
 - モニタリング方法
- ウ 評価基準（案）の作成
 - 技術評価項目
 - 価格評価項目
 - 総合評価項目
- エ 契約条件骨子の整理
 - リスク分担
 - 支払条件

- 計画期間
- 運営条件

(6) 報告書作成

本委託の報告書として、以下の書類の作成を行う。

- ア サウンディング結果
- イ 事業スキーム
- ウ 成立条件及び必要となる法申請等一覧
- エ 事業性の評価結果
- オ 公募型プロポーザル発注資料（案）

公募型プロポーザル発注資料（案）は、発注者が令和9年度に公募手続きを実施する際の資料として活用できる水準で作成すること。

(7) 成果品の提出

本委託の成果品として、以下の書類を指定する期日までに納入を行う。なお、項目オ、カについては、PDFファイル及びMicrosoft社officeソフトで閲覧、加工できるファイルの2種類で納入すること。

ア 業務報告書（電子データ含む）	本委託業務完了時
イ サウンディング実施資料一式	本項（2）後、1ヶ月以内
ウ ヒアリング議事録	本項（2）後、1ヶ月以内
エ 意見整理資料	本項（2）後、1ヶ月以内
オ 事業スキーム図（電子データ含む）	本委託業務完了時
カ 公募型プロポーザル発注資料（電子データ含む）	本委託業務完了時
キ 再生可能エネルギー供給スキーム整理資料	本委託業務完了時
ク 法制度及び許認可整理資料	本委託業務完了時

7. 打合わせ

- 県との定例打合せは月1回以上とし、必要に応じて随時を実施すること。
- サウンディング調査におけるヒアリングは発注者同席にて実施するものとし、ヒアリングに必要な資料については、事前に県に共有するものとする。

8. 留意事項

本業務は単なる調査ではなく、実際の公募を前提とした具体的成果を求めるものである。よって、民間事業者の実現可能性を十分に踏まえたうえで、発注者の意思決定に資する実務的な提案を行うこと。また、交付金制度との整合性に十分配慮するとともに電気事

業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する関係法令その他関連法令との整合性を確認すること。